

全部又は一部が海上運送による国際物品運送契約に関する国際連合条約

本条約の締約国は、

平等及び相互の利益を基礎とした国際取引が諸国間の友好関係を促進する上での重要な要素であることを再確認し、

国際取引法の調和と統一を進め、国際取引業務に対する法的な障壁を減少又は除去することが、平等、衡平及び共同利益を基礎とした全ての諸国間の世界的経済協力並びに全ての諸国民の福祉に重要な貢献をすることを確信し、

1924年8月25日にブラッセルで署名された船荷証券に関するある規則を統一する国際条約及びその改正議定書、並びに1978年3月31日にハンブルグで署名された海上物品運送に関する国際連合条約が、海上物品運送を規律する法の調和に重要な貢献をしてきたことを認識し、

それら諸条約の採択以来生じた技術的及び商業的發展、並びにそれら諸条約を統合し現代化する必要性に留意し、

荷送人及び運送人が、他の運送手段を伴う海上運送契約の運用を支援する拘束力ある世界的な体制の利益を享受していないことに留意し、

全部又は一部が海上運送である国際運送契約を規律する統一的準則を採択することが、法的安定性を促進し、国際物品運送の効率性を改善し、従前は遠隔の地にあった当事者と市場に対する新たなアクセスの機会を創出し、もって国内的及び国際的な取引と経済發展の促進に基本的な役割を果たすことを確信して、

以下のとおり協定する。

第1章 総則

第1条 定義

本条約において、

- 1 「運送契約」とは、運送人が、運賃の支払と引換えに、ある場所から他の場所まで物品を運送することを引き受ける契約をいう。当該契約は、海上運送を規定していなければならないが、海上運送に加え他の運送手段による運送を規定していてもよい。
- 2 「数量契約」とは、合意された期間内における一連の船積により特定の数量の物品の運送を規定する契約をいう。数量の特定は、最低限、最大限又は一定の幅を持つものを含む。
- 3 「定期船輸送」とは、出版物又はそれに類似する方法により公衆に対して提供される輸送サービスであって、公開された出帆日程に従って特定の港の間を定期的なスケジュールで運航する船舶による輸送を含むものをいう。
- 4 「不定期船輸送」とは、定期船輸送ではない輸送をいう。
- 5 「運送人」とは、荷送人と運送契約を締結する者をいう。
- 6(a) 「履行者」とは、運送人以外の者であって、運送人の直接又は間接の要請による又は監督若しくは支配下での行為として、物品の受取、積込、取扱、積付、運送、保管、管理、荷揚又は引渡に関して運送契約上の何ら

かの運送人の義務を履行する又は履行を引き受ける者をいう。

- (b) 「履行者」には、運送人によってではなく、荷送人、書類上の荷送人、運送品処分権者又は荷受人によって、直接又は間接に確保される者を含まない。

7 「海事履行者」とは、船舶の船積港への物品の到着から船舶の荷揚港からの物品の搬出までの間に、何らかの運送人の義務を履行する又は履行を引き受ける履行者をいう。陸上運送人は、港湾地域内のみにおいてその役務を履行する又は履行を引き受ける場合にのみ、海事履行者となる。

8 「荷送人」とは、運送人と運送契約を締結する者をいう。

9 「書類上の荷送人」とは、荷送人以外の者であって、運送書類又は電子的運送記録において「荷送人」として記載されることを承諾した者をいう。

10 「所持人」とは、以下の何れかに該当する者をいう。

- (a) 譲渡可能運送書類を占有する者であって、(i) 当該書類が指図式書類である場合には、当該書類において荷送人若しくは荷受人として特定されている者又は適式に当該書類の裏書を受けた者、又は(ii) 当該書類が白地式裏書がされた指図式書類又は持参人式書類である場合には、当該書類の持参人
- (b) 第9条第1項の手続に従って譲渡可能電子的運送記録の発行又は譲渡を受けた者

11 「荷受人」とは、運送契約又は運送書類若しくは電子的運送記録に基づいて、物品の引渡を受ける権利を有する者をいう。

12 「運送品処分権」とは、第10章の規定に従って運送人に物品に関する指示を与える運送契約に基づく権利をいう。

13 「運送品処分権者」とは、第51条の規定に従って運送品処分権を行使する権利を有する者をいう。

14 「運送書類」とは、運送契約に基づき運送人により発行される書類であって、以下の双方に該当するものをいう。

- (a) 運送契約に基づく運送人又は履行者による物品の受取を証するものであること
- (b) 運送契約を証する又は内容とするものであること

15 「譲渡可能運送書類」とは、「指図人宛」若しくは「譲渡可能」等の文言又は当該書類に適用される法により同様の効果を有すると認められるその他の適切な文言により、物品が、荷送人の指図人宛、荷受人の指図人宛又は持参人宛として委託された旨表示された運送書類であって、「譲渡不能」又は「譲渡不可」と明記されていないものをいう。

16 「譲渡不能運送書類」とは、譲渡可能運送書類ではない運送書類をいう。

17 「電子的通信」とは、電子的、光学的、デジタル又は類似する手段によって作成、送信、受信又は保存される情報であって、通信された情報が後に参照して使用するためにアクセス可能なものをいう。

18 「電子的運送記録」とは、運送契約に基づき運送人により電子的通信によって発行される、一又は複数のメッセージの形態をとる情報であって、以下の双方に該当するものをいい、添付されて当該電子的運送記録に論理的に結合される情報又はその他の方法で運送人による電子的運送記録の発行と同時に若しくはその後当該電子的運送記録と関連付けられる情報であって、当該電子的運送記録の一部となるものを含む。

- (a) 運送契約に基づく運送人又は履行者による物品の受取を証するものであること
- (b) 運送契約を証する又は内容とするものであること

19 「譲渡可能電子的運送記録」とは、電子的運送記録であって、以下の双方に該当するものをいう。

- (a) 「指図人宛」若しくは「譲渡可能」等の文言又は当該記録に適用される法により同様の効果を有すると認められるその他の適切な文言により、物品が、荷送人の指図人宛又は荷受人の指図人宛として委託された旨表示された記録であって、「譲渡不能」又は「譲渡不可」と明記されていないものであること
- (b) その利用が第9条第1項に規定する要件に合致するものであること

20 「譲渡不能電子的運送記録」とは、譲渡可能電子的運送記録ではない電子的運送記録をいう。

21 譲渡可能電子的運送記録の「発行」とは、当該記録が作成されてから無効となるまでの間排他的支配の対象となることが確保されている手続に従った当該記録の発行をいう。

22 譲渡可能電子的運送記録の「譲渡」とは、当該記録に対する排他的支配の譲渡をいう。

23 「契約明細」とは、運送書類又は電子的運送記録に含まれる、運送契約又は物品に関する情報（条項、注記、署名及び裏書を含む。）をいう。

24 「物品」とは、運送人が運送契約に基づいて運送を引き受けるあらゆる種類の製品、商品及び物件をいい、包装並びに運送人により又は運送人のために供給されたものではない全ての機器及びコンテナを含む。

25 「船舶」とは、海上物品運送に使用される全ての船をいう。

26 「コンテナ」とは、物品をまとめるために使用される、あらゆる種類のコンテナ、輸送用タンク若しくはフラット、スワップボディ又はこれらに類似したユニット・ロード及び当該ユニット・ロードの付属装置をいう。

27 「車輛」とは、貨物自動車又は鉄道貨車をいう。

28 「運賃」とは、運送契約に基づく物品運送に対して運送人に支払うべき報酬をいう。

29 「ドミサイル」とは、(a) 会社その他の法人又は自然人若しくは法人の団体が (i) 適用がある場合には法定の設立地又は登記された本店、(ii) 中心となる業務執行地、又は(iii) 主たる営業所を有する場所、及び (b) 自然人がその常居所を有する場所をいう。

30 「権限ある裁判所」とは、締約国内の裁判所であって、当該国の裁判所間での国内的管轄分配規則に従って紛争につき管轄権を有するものをいう。

第2条 本条約の解釈

本条約の解釈においては、その国際的な性格並びにその適用における統一及び国際取引における信義の遵守を促進する必要性を考慮しなければならない。

第3条 書面性の要件

第19条第2項、第23条第1項ないし第4項、第36条第1項(b)号、(c)号及び(d)号、第40条第4項(b)項、第44条、第48条3項、第51条第1項(b)号、第59条1項、第63条、第66条、第67条第2項、第75条第4項並びに第80条第2項及び第5項に規定する通知、確認、同意、合意、宣言及びその他の通信は、書面でされなければならない。電子的通信は、これらの目的のため使用することができるが、当該方法の使用につき通信を発信する者及びその通信を受信する者の同意がある場合に限る。

第4条 抗弁及び責任制限の適用

1 運送人の抗弁又は責任制限を規定する本条約の一切の規定は、契約、不法行為、その他何に基づくかを問わず、以下に規定する何れかの者に対する、運送契約の対象たる物品の滅失、損傷若しくは延着に関して又は本条約上のその他の義務違反を理由として提起される全ての訴訟又は仲裁手続において適用される。

- (a) 運送人又は海事履行者
- (b) 船長、船員又は船舶上で役務を履行するその他全ての者
- (c) 運送人又は海事履行者の被用者

2 荷送人又は書類上の荷送人の抗弁を規定する本条約の一切の規定は、契約、不法行為、その他何に基づくかを問わず、荷送人、書類上の荷送人又はそれらの下請人、代理人若しくは被用者に対して提起される全ての訴訟又は仲裁手続において適用される。

第2章 適用範囲

第5条 一般的適用範囲

1 第6条に従うことを条件として、本条約は、受取地と引渡地が異なる国にあり、且つ、海上運送の船積港と当該海上運送の荷揚港とが異なる国にある運送契約であって、当該運送契約によれば以下の何れかの地の一が締約国にあるものに、適用される。

- (a) 受取地
- (b) 船積港
- (c) 引渡地
- (d) 荷揚港

2 本条約は、船舶、運送人、履行者、荷送人、荷受人又はその他のあらゆる関係者の国籍に関係なく適用される。

第6条 適用除外

- 1 本条約は、定期船輸送における以下の運送契約には適用されない。
 - (a) 備船契約
 - (b) 船舶又は船腹の一部を利用するその他の契約
- 2 本条約は、以下に該当する場合を除き、不定期船輸送における運送契約には適用されない。
 - (a) 当事者間に備船契約又は船舶若しくは船腹の一部を利用する契約が存在しない場合であって、
 - (b) 運送書類又は電子的運送記録が発行されているとき

第7条 特定の当事者への適用

第6条の規定にかかわらず、本条約は、運送人と、本条約の適用から除外されている備船契約又はその他の運送契約の原当事者でない荷受人、運送品処分権者又は所持人との間についても適用される。ただし、本条約は、第6条により適用が除外される運送契約の原当事者間には適用されない。

第3章 電子的運送記録

第8条 電子的運送記録の利用と効力

本条約に規定する要件に従うことを条件として

- (a) 本条約により運送書類に記載できる全ての事項は、電子的運送記録に記録することができる。ただし、電子的運送記録の発行及びその後の利用について運送人及び荷送人が同意している場合でなければならない。
- (b) 電子的運送記録の発行、排他的支配又は譲渡は、運送書類の発行、占有又は譲渡と同じ効果を持つものとする。

第9条 譲渡可能電子的運送記録を利用する手続

- 1 譲渡可能電子的運送記録の利用は、以下の全ての事項を規定している手続に従わなければならない。
 - (a) 所持人になろうとする者に対し当該記録を発行し譲渡する方法
 - (b) 譲渡可能電子的運送記録がその完全性を維持する保証
 - (c) 所持人が自らが所持人であることを証明する方法
 - (d) 所持人への引渡がなされたこと又は第10条第2項若しくは第47条第1号(a)(ii)号及び(c)号の規定に基づき当該電子的運送記録が無効となったことを確認する方法
- 2 本条第1項に規定する手続は、契約明細に規定され、容易に確認できなければならない。

第10条 譲渡可能運送書類又は譲渡可能電子的運送記録の代替

- 1 譲渡可能運送書類が発行されている場合であって、運送人及び所持人が当該書類を譲渡可能電子的運送記録に代替することに同意したときは、

- (a) 所持人は、当該譲渡可能運送書類（複数通発行されている場合には全通）を運送人に提出するものとし、
- (b) 運送人は、所持人に対し、譲渡可能運送書類を代替するものである旨の文言を含む譲渡可能電子的運送記録を発行するものとし、
- (c) 当該譲渡可能運送書類は、以後、無効となる。

- 2 譲渡可能電子的運送記録が発行されている場合であって、運送人及び所持人が当該電子的運送記録を譲渡可能運送書類に代替することに同意したときは

- (a) 運送人は、所持人に対し、当該電子的運送記録にかえて、譲渡可能電子的運送記録を代替するものである旨の文言を含む譲渡可能運送書類を発行するものとし、
- (b) 当該電子的運送記録は、以後、無効となる。

第4章 運送人の義務

第11条 物品の運送及び引渡

運送人は、本条約に従い、且つ、運送契約の規定に従って、物品を仕向地まで運送し荷受人に引き渡さなければならない。

第12条 運送人の責任期間

- 1 本条約における物品に関する運送人の責任期間は、運送人又は履行者が運送のために物品を受け取った時に開始し、物品が引き渡された時に終了する。
- 2 (a) 受取地の法令により、当局又はその他第三者に物品を引き渡さなければならない、運送人がそれらから物品を受け取る場合には、運送人の責任期間は、運送人が当該当局又はその他第三者から物品を受け取った時に開始する。
 - (b) 引渡地の法令により、運送人が当局又はその他第三者に物品を引き渡さなければならない、荷受人がそれらから物品を受け取る場合には、運送人の責任期間は、運送人が当該当局又はその他第三者に物品を引き渡した時に終了する。
- 3 運送人の責任期間を規定するため、当事者は、物品の受取及び引渡の時及び場所を合意することができるが、以下の何れかの内容を規定する運送契約の条項は、無効である。
 - (a) 物品の受取時を、運送契約に基づく最初の積込の開始より後の時点とすること
 - (b) 物品の引渡時を、運送契約に基づく最終の荷揚げの終了より前の時点とすること

第13条 具体的義務

- 1 運送人は、第12条に規定する責任期間において、また第26条に従うことを条件として、物品の受取、積込、取扱、積付、運送、保管、管理、荷揚げ及び引渡を、適切に且つ注意を尽くして行わなければならない。
- 2 本条第1項の規定にかかわらず、運送人及び荷送人は、物品の船積、取扱、積付及び荷揚げを、荷送人、書類上の荷送人又は荷受人が行うべき旨合意することができる。当該合意は、契約明細に規定されなければならない。ただし、第

4章の他の規定及び第5章から第7章の規定の適用を妨げない。

第14条 航海に適用される具体的義務

運送人は、航海の開始前、開始時及びその期間中、以下の全ての事項につき相当の注意を尽くさなければならない。

- (a) 船舶を航海に堪える状態に置き、且つそれを維持すること
- (b) 船員の乗組、船舶の艀装及び需品の補給を適切に行い、航海の間を通じてそれらを維持すること
- (c) 船倉その他船内の物品を積み込む全ての場所及び物品をその内部又は上部に積み込むコンテナで運送人が提供したものを物品の受入、運送及び保存に適する良好且つ安全な状態に置き、且つそれを維持すること

第15条 危険になりうる物品

第11条及び第13条の規定にかかわらず、運送人又は履行者は、物品が、人、財産若しくは環境に対する現実の危険となっているか、又は運送人の責任期間中に現実の危険となる可能性があるかと合理的に判断される場合には、物品の受取又は積込の拒絶及びその他の合理的な手段（物品の荷揚、破壊、又は無害化を含む）を講ずることができる。

第16条 航海中の物品の犠牲損害

第11条、第13条及び第14条の規定にかかわらず、運送人又は履行者は、共同の安全のため、又は人命若しくは海上冒険を共にするその他の財産を危険から保存する目的のため、合理的になされる場合には、物品を海上で犠牲損害に供することができる。

第5章 運送人の滅失、損傷又は延着の責任

第17条 責任原因

- 1 請求者が、第4章で規定する運送人の責任期間内に、物品の滅失、損傷若しくは延着又はそれらの原因となった若しくはそれらに寄与した事象が生じたことを証明したときは、運送人は、当該滅失、損傷又は延着について責任を負う。
- 2 運送人は、滅失、損傷又は延着の原因又は原因の一が自己の過失又は第18条に規定する何れかの者の過失に帰し得ないことを証明したときは、本条第1項による責任の全部又は一部を免れる。
- 3 運送人は、本条第2項に規定する過失の不存在の証明に代えて、以下の一又は複数の事象が滅失、損傷又は延着の原因となった又はそれに寄与したことを証明したときも、本条第1項の規定による責任の全部又は一部を免れる。
 - (a) 天災
 - (b) 海上その他の可航水域の危険及び事故
 - (c) 戦争、武力紛争、海賊行為、テロリズム、暴動及び内乱
 - (d) 検疫上の制限、政府、公的機関又は公権力による介入又は妨害（運送人又は第18条に規定する何れかの者の責めに帰し得ない拘留、アレスト又は差押を含む）

- (e) 同盟罷業、作業所閉鎖、作業の停止又は妨害
- (f) 船舶上の火災
- (g) 相当の注意を尽くしても発見することのできない隠れた欠陥
- (h) 荷送人、書類上の荷送人、運送品処分権者、又は第33条若しくは第34条によってその者の行為について荷送人若しくは書類上の荷送人が責任を負うことになる者の作為又は不作為
- (i) 第13条第2項による合意に従って行われた物品の船積、取扱、積付又は荷揚。ただし、運送人又は履行者が、荷送人、書類上の荷送人、又は荷受人を代理してそれらの行為を行った場合を除く。
- (j) 物品の隠れた欠陥、特殊な性質又は固有の欠陥から生じる容積若しくは重量の減少又はその他の滅失又は損傷
- (k) 運送人により又は運送人を代理してされたのではない荷造又は記号の不十分又は不完全な状態
- (l) 海上における人命の救助又は救助の企図
- (m) 海上における財産の救助又は救助の企図のための合理的な手段
- (n) 環境への被害の回避又は回避の企図のための合理的な手段
- (o) 第15条及び第16条により与えられる権限に基づく運送人の行為

4 本条第3項の規定にかかわらず、以下の何れかに該当するときは、運送人は、滅失、損傷又は延着の全部又は一部について責任を負う。

- (a) 請求者が、運送人又は第18条に規定する者の過失が、運送人が責任を免れる根拠とする事象の原因となった又はそれに寄与したことを証明したとき
 - (b) 請求者が、本条第3項に掲げる以外の事象が滅失、損傷又は延着に寄与したことを証明したとき。ただし、運送人が、当該事象が自己の過失又は第18条に規定する何れかの者の過失に帰し得ないことを証明した場合は、この限りでない。
- 5 本条第3項の規定にかかわらず、更に以下の双方に該当するときは、運送人は、滅失、損傷又は延着の全部又は一部について責任を負う。
- (a) 請求者が、(i) 船舶の不堪航性、(ii) 船舶に関する船員の乗組、艀装及び需品の補給の不適切、又は (iii) 船倉その他船内の物品を積み込む全ての場所又は物品をその内部若しくは上部に積み込むコンテナで運送人が提供したものが物品の受入、運送及び保存に適する良好且つ安全な状態でなかったという事実が、滅失、損傷又は延着の原因となった若しくはそれらに寄与したこと又はおそらく原因となった若しくはそれらに寄与したことを証明した場合であって、
 - (b) 運送人が、(i) 本条第5項(a)号に規定する何れの事象も滅失、損傷又は延着の原因でなかったこと、又は (ii) 自己が第14条に規定する相当の注意を尽くす義務を果たしたこと、の何れも証明できないとき

- 6 運送人が本条により責任の一部を免れる場合、運送人は、本条により運送人が責任を負う事象に帰すべき滅失、損傷又は延着部分のみについて責任を負う。

第18条 運送人の代償責任

運送人は、以下の何れかの者の作為又は不作为により生じた本条約上の義務の違反について責任を負う。

- (a) 履行者
- (b) 船長又は船員
- (c) 運送人又は履行者の被用者
- (d) 運送契約に基づく運送人の義務の何れかを履行し又はその履行を引き受けるその他の者（ただし、その者が、直接又は間接に、運送人の要請により又は運送人の監視若しくは監督の下で行為にする範囲に限る。）

第19条 海事履行者の責任

- 1 海事履行者は、以下に規定する場合には、本条約により運送人に課される義務及び責任を負い、且つ、本条約に規定する運送人の抗弁及び責任制限を援用することができる。
 - (a) 海事履行者が、締約国内で運送のため物品を受け取ったか、締約国内で物品を引き渡したか、又は、締約国の港において物品に関する行為をした場合であって、
 - (b) 滅失、損傷又は遅延の原因となった事象が、(i) 船舶の船積港への物品の到着から船舶の荷揚港からの物品の搬出までの期間内、かつ (ii) 海事履行者が物品を保管している時又は (iii) その他海事履行者が運送契約により想定される何らかの行為を行うことに関与している時に生じたとき。
- 2 運送人が、本条約により運送人に課される義務以外の義務を引き受けることに合意した場合又は本条約に規定する責任制限よりも高額な責任制限に合意した場合には、海事履行者は、当該合意に拘束されない。ただし、当該義務又は当該高額な責任制限を承認することに明示的に同意したときは、この限りでない。
- 3 海事履行者は、本条第1項に規定する条件の下で、自己が運送契約に基づく運送人の何らかの義務の履行を委託した者の作為又は不作为によって生じた本条約上の海事履行者の義務の違反について責任を負う。
- 4 本条約は、船長若しくは船員又は運送人若しくは海事履行者の被用者に何ら責任を課すものではない。

第20条 共同且つ各別の責任

- 1 運送人又は一若しくは複数の海事履行者が物品の滅失、損傷又は延着について責任を負うときは、それらの者は共同して且つ各別に責任を負う。ただし、本条約が規定する制限額を限度とする。
- 2 それらの者の責任の総額は、本条約に基づく責任限度額の総額を超えることができない。ただし、第61条の規定の適用を妨げない。

第21条 延着

延着は、物品が合意された期間内に運送契約に規定された仕向地で引き渡されなかった場合に生ずるものとする。

第22条 賠償額の計算

- 1 第59条に従うことを条件として、運送人が物品の滅失又は損傷に関して支払う賠償額は、第43条に従って定められた引渡の時及び場所における当該物品の価額を参照して算定する。
- 2 物品の価額は、商品取引所の相場に従って決定し、そのような相場がないときは市場価格に従って決定し、商品取引所の相場も市場価格もないときは引渡地における同種且つ同品質の物品の正常な価額を参照して決定する。
- 3 物品の滅失又は損傷の場合には、運送人及び荷送人が第16章の限度内で異なる方式で賠償額を計算することに合意した場合を除き、運送人は、本条第1項及び第2項に規定する以上の賠償額を支払う義務を負わない。

第23条 滅失、損傷又は延着の場合の通知

- 1 運送人は、物品の引渡の前若しくは引渡の時に、又は滅失若しくは損傷が外観上明らかでない場合には引渡後引渡地における7営業日以内に、滅失若しくは損傷の概況を示す通知が運送人又は物品を引き渡した履行者に対してなされなかったときは、反証のない限り、契約明細に記載されたとおりの状態で物品を引き渡したものと推定される。
- 2 本条に規定する通知を運送人又は履行者に対して行わなかったことは、本条約に基づく物品の滅失又は損傷に対する損害賠償請求権にも、第17条に規定する証明責任の分配にも影響を与えるものではない。
- 3 本条に規定する通知は、引渡を受けた者と責任が追求される運送人又は海事履行者による共同の検査において確認された物品の滅失又は損傷については、要求されない。
- 4 延着による損失の通知が物品の引渡日から21連続日以内に運送人になされた場合を除き、延着に関する賠償義務は生じない。
- 5 本条に規定する通知が物品を引き渡した履行者になされたときは、当該通知は、運送人になされたのと同じ効果を有し、また、運送人になされた通知は、海事履行者になされたのと同じ効果を有する。
- 6 滅失又は損傷が現に生じ又はその疑いがあるときは、紛争の当事者は、互いに物品の検査及び数量確認のために全ての合理的な便宜を与え、物品の運送に関係する記録及び書類を利用できるようにしなければならない。

第6章 特定の運送段階に関する補足規定

第24条 離路

適用ある法によれば離路が運送人の義務違反を構成するときであっても、第61条に規定する範囲を除き、本条約による運送人又は海事履行者の抗弁又は責任制限の権利は、当該離路自体によっては奪われないものとする。

第25条 甲板積貨物

- 1 物品は、以下の何れかに該当する場合にのみ、甲板積で運送することができる。
 - (a) 当該運送が法により要求される場合

- (b) 物品が甲板積での運送に適したコンテナ又は車輛の内部又は上部に積み込まれて運送され、且つ、甲板が当該コンテナ又は車輛の運送に具体的に適合している場合
 - (c) 甲板積での運送が、運送契約に基づく場合又は問題となる取引の慣習、慣行若しくは実務に基づく場合
- 2 運送人の責任に関する本条約の規定は、本条第1項に従い甲板積で運送された物品の滅失、損傷又は延着にも適用される。ただし、運送人は、物品が本条第1項(a)号又は(c)号に従って運送された場合には、甲板積での運送に関する特別の危険により生じた物品の滅失、損傷又は延着につき責任を負わない。
 - 3 本条第1項に従って許された場合を除き、物品が甲板積で運送されたときは、運送人は、もっぱら甲板積での運送を原因とする物品の滅失、損傷又は引渡の遅延について責任を負い、第17条に規定する抗弁を援用できない。
 - 4 運送人は、善意で譲渡可能運送書類又は譲渡可能電子的運送記録を取得した第三者に対して、本条第1項(c)号を援用することができない。ただし、契約明細において物品が甲板積で運送され得る旨規定している場合を除く。
 - 5 運送人と荷送人が物品を甲板の下で運送することを明示的に合意していたときは、運送人は、物品の滅失、損傷又は延着が甲板積での運送に起因する限り、当該滅失、損傷又は延着につき責任を制限できないものとする。

第26条 海上運送の前後の運送

物品の滅失若しくは損傷又はその延着の原因となる事象が運送人の責任期間内に生じた場合であっても、それらが船舶への船積前又は船舶からの荷揚後においてのみ生じたときは、本条約の規定は、他の国際的規則の規定であって当該滅失若しくは損傷又は延着の原因となる事象発生の時点において以下の全てに該当するものに優先しない。

- (a) 荷送人が、物品の滅失若しくは損傷又はその延着の原因となる事象が発生した運送段階について、運送人と別個に且つ直接の契約を結んでいたとすれば、当該国際的規則の規定により、運送人の全部又は一部の行為に対し適用されること
- (b) 運送人の責任、責任制限又は出訴期間について具体的に規定していること
- (c) 当該国際的規則において、契約によりそれに反する特約が全くできない又は荷送人に不利な特約ができないとされていること

第7章 荷送人の運送人に対する義務

第27条 運送のための引渡

- 1 荷送人は、運送契約において別段の定めがない限り、運送のための準備が整った状態で物品を引き渡さなければならない。荷送人は、いかなる場合においても、予定された運送（積込、取扱、積付、固縛及び荷揚を含む）に堪え且つ人及び財産に対し害を及ぼさない状態で物品を引き渡さなければならない。

- 2 荷送人は、第13条第2項に従ってなされた合意によって引き受けた義務を適切に且つ注意を尽くして履行しなければならない。
- 3 荷送人により、コンテナ内に積み込まれ又は車輛に積み込まれるときは、荷送人は、コンテナ又は車輛の内部又は上部への内容物の積付及び固縛を、人又は財産に対して害を及ぼさないように、適切に且つ注意を尽くして行わなければならない。

第28条 情報及び指示の提供についての荷送人と運送人の協力

運送人と荷送人は、物品の適切な取扱及び運送のために必要な情報及び指示の提供要請に対し、情報が要請を受けた当事者により保有されている場合又は指示が要請を受けた当事者の合理的提供能力の範囲内である場合であって、要請した当事者がその他の方法で合理的に入手不可能であるときは、互いに応答しなければならない。

第29条 荷送人の情報、指示及び書類の提供義務

- 1 荷送人は、運送人に対し、運送人がその他の方法で合理的に入手不可能であり、且つ以下の目的のために合理的に必要である、物品に関する情報、指示及び書類を、適時に提供しなければならない。
 - (a) 物品の適切な取扱及び運送（運送人又は履行者が取るべき予防措置を含む）
 - (b) 予定された運送に関連する法令又はその他の公的機関の規制を運送人が遵守すること（ただし、運送人が、荷送人に対し、自己が要求する情報、指示及び書類を適時に通知することを条件とする）
- 2 本条は、予定された運送に関連する法令又はその他の公的機関の規制に基づく、物品に関する情報、指示及び書類を提供する具体的義務には、影響を及ぼさない。

第30条 荷送人の運送人に対する責任原因

- 1 運送人が、自己が蒙った損失又は損害が本条約上の荷送人の義務の違反を原因とすることを証明したときは、荷送人は、当該損失又は損害について責任を負う。
- 2 第31条第2項及び第32条の規定に基づく荷送人の義務の違反を原因とする損失又は損害に関するものを除き、荷送人は、損失又は損害の原因の全部又は一部が自己の過失又は第34条に規定する者の過失に帰し得ないときは、その責任の全部又は一部を免れる。
- 3 荷送人が本条により責任の一部を免れる場合、荷送人は、自己の過失又は第34条に規定する者の過失に帰すべき部分の損失又は損害のみについて責任を負う。

第31条 契約明細作成のための情報

- 1 荷送人は、運送人に対し、契約明細の作成及び運送書類又は電子的運送記録の発行のために必要となる正確な情報（第36条第1項に規定する明細、契約明細において荷送人として特定されるべき当事者の名称、特定していれば荷受人の名称、及び特定していれば運送書類又は電子的運送記録の指図人の名称を含む）を、適時に提供しなければならない。

- 2 荷送人は、運送人が本条第1項に従って提供された情報を受け取った時点において、その正確性について保証したものとみなされる。荷送人は、運送人に対し、当該情報の不正確性に起因する損失又は損害について補償しなければならない。

第32条 危険物に関する特則

物品の性質若しくは特性が、人、財産又は環境に対して危険であるか又は危険となる可能性があると合理的に判断されるときは、

- (a) 荷送人は、運送人に対し、物品の危険な性質又は特性を、物品が運送人又は履行者に引き渡される前の適時に通知しなければならない。荷送人が通知を怠り、且つ運送人又は履行者が別途当該危険な性質又は特性を知らなかった場合には、荷送人は、運送人に対し、当該通知の懈怠に起因する損失又は損害について責任を負い、
- (b) 荷送人は、予定された物品運送の各段階に適用される法令又はその他の公的機関の規制に従って、危険物に記号を付し又はラベルを貼付しなければならない。荷送人がこれらを怠った場合には、荷送人は、運送人に対し、当該懈怠に起因する損失又は損害について責任を負う。

第33条 書類上の荷送人による荷送人の権利及び義務の引受け

- 1 書類上の荷送人は、本章及び第55条の規定により荷送人に課される義務と責任を負い、本章及び第13章に規定する権利及び抗弁を援用することができる。
- 2 本条第1項は、荷送人の義務、責任、権利又は抗弁には影響を及ぼさない。

第34条 荷送人の代償責任

荷送人は、自己の義務の履行を委託した者（荷送人の被用者、代理人及び下請人を含む）の作為又は不作為を原因とする本条約上の義務の違反について責任を負う。ただし、荷送人は、荷送人からその義務の履行を委託された、運送人又は運送人の代理人として行為した履行者の作為又は不作為については、責任を負わない。

第8章 運送書類及び電子的運送記録

第35条 運送書類又は電子的運送記録の発行

荷送人及び運送人が運送書類若しくは電子的運送記録を使用しないことを合意した場合又は取引慣習、慣行若しくは実務上それらが使用されない場合を除き、荷送人又は荷送人が同意する場合には書類上の荷送人は、運送人に対し、運送人又は履行者に対し運送のため物品を引き渡す際に、荷送人の選択により以下の何れかの交付を請求することができる。

- (a) 譲渡不能運送書類、又は、第8条(a)号に従うことを条件として、譲渡不能電子的運送記録
- (b) 適当な譲渡可能運送書類、又は、第8条(a)号に従うことを条件として、譲渡可能電子的運送記録。ただし、荷送人及び運送人が譲渡可能運送書類若しくは譲渡可能電子的運送記録を使用しないことを合意した場

合又は取引慣習、慣行若しくは実務上それらが使用されない場合を除く。

第36条 契約明細

- 1 第35条に規定する運送書類又は電子的運送記録上の契約明細は、荷送人により通告された以下の全ての情報を含まなければならない。
 - (a) 運送を行うために適切と認められる物品の記載
 - (b) 物品の識別のために必要な主たる記号
 - (c) 包若しくは単位の数又は物品の数量
 - (d) 荷送人から通告された場合には物品の重量
- 2 第35条に規定する運送書類又は電子的運送記録上の契約明細は、以下の全ての事項をも含まなければならない。
 - (a) 運送人又は履行者が運送のため物品を受け取った時における、その外観上の状態に関する記載
 - (b) 運送人の名称及び住所
 - (c) 運送人又は履行者が物品を受け取った日付、物品が船積された日付、又は運送書類若しくは電子的運送記録が発行された日付
 - (d) 運送書類が譲渡可能な場合であって、複数の運送書類が発行されるときは、譲渡可能運送書類の原本の数
- 3 第35条に規定する運送書類又は電子的運送記録上の契約明細は、更に以下の全ての事項をも含まなければならない。
 - (a) 荷送人が指名したときは、荷受人の名称及び住所
 - (b) 運送契約で特定されているときは、船舶の名称
 - (c) 受取地、並びに、運送人に知っているときは、引渡地
 - (d) 運送契約で特定されているときは、船積港及び荷揚港
- 4 本条において、本条第2項(a)号にいう「物品の外観上の状態」とは、以下の検査に基づく物品の状態をいう。
 - (a) 荷送人が物品を運送人又は履行者に引き渡した時点における、梱包された物品の外観の合理的検査、及び
 - (b) 運送書類又は電子的運送記録を発行する前に運送人又は履行者が現実に実施した追加的な検査

第37条 運送人の特定

- 1 運送人が契約明細中の名称により特定されるときは、運送人の特定に関する運送書類又は電子的運送記録上のその他の全ての情報は、当該特定と矛盾する限りにおいて、無効とする。
- 2 契約明細が第36条第2項(b)号に従って運送人を特定していない場合であって、契約明細が特定の名称の船舶に物品が船積されたことを示しているときは、当該船舶の登録船主を運送人と推定する。ただし、登録船主が、当該船舶につき運送時に裸備船契約が存在していたことを証明し、裸備船者を特定し且つその住所を示したときは、裸備船者を運送人と推定する。登録船主は、前文に代えて、運送人を特定し且つその住所を示すことにより、自己に対する運

送人の推定を覆すこともできる。裸傭船者は、同様の方法により、自己に対する運送人の推定を覆すことができる。

- 3 本条の規定は、請求者が、契約明細の上で又は本条第2項により運送人と特定された者以外の者が運送人であると証明することを妨げない。

第38条 署名

- 1 運送書類は、運送人又は運送人の代理人として行為する者により署名されなければならない。
- 2 電子的運送記録は、運送人又は運送人の代理人として行為する者の電子署名を含まなければならない。当該電子署名は、当該電子的運送記録に関する署名者を特定し、且つ、当該電子的運送記録に関する運送人の授權を示すものでなければならない。

第39条 契約明細の不備

- 1 第36条第1項乃至第3項に規定する契約明細の一又は複数の事項の欠如又は不正確性は、それ自体では運送書類又は電子的運送記録の法的性質又は効力に影響を及ぼさない。
- 2 契約明細が日付を含んでいるものの、その意味を欠いている場合には、当該日付は、以下の意味を有するものとみなす。
 - (a) 契約明細に物品が船積された旨記載されている場合には、運送書類又は電子的運送記録に記載された全ての物品が船積された日
 - (b) 契約明細に物品が船積された旨記載されていない場合には、運送人又は履行者が物品を受け取った日
- 3 契約明細が、運送人又は履行者が物品を受け取った時点でのその外観上の状態に関する記載を欠いているときは、契約明細は、運送人又は履行者が物品を受け取った時点において当該物品が外観上良好な状態であったと記載しているものとみなす。

第40条 契約明細中の物品に関する情報に対する留保

- 1 運送人は、以下の何れかの場合には、第36条第1項に規定する情報について留保を付して、荷送人から通告された情報の正確性について運送人が責任を負わないことを示さなければならない。
 - (a) 運送人が、運送書類又は電子的運送記録の重要な記載が誤りであるか又は誤解を招くものであることを現実に知っているとき
 - (b) 運送人が、運送書類又は電子的運送記録の重要な記載が誤りであるか又は誤解を招くものであると信じる合理的な根拠を有するとき
- 2 運送人は、本条第3項及び4項に規定する場合には、当該各項に規定する方法により第36条第1項に規定する情報について留保を付して、荷送人から通告された情報の正確性について運送人が責任を負わないことを示すことができる。ただし、本条第1項の規定の適用を妨げない。
- 3 物品が閉扉されたコンテナ若しくは車輛に積み込まれて運送人若しくは履行者に対し運送のため引き渡されたのではない場合、又は閉扉されたコンテナ若しくは車輛に積み込まれて引き渡されているが運送人若しくは履行者が

現実に物品を検査する場合であって、以下に規定するときには、運送人は、第36条第1項に規定する情報について留保を付することができる。

- (a) 運送人が荷送人から通告された情報を確認する物理的見地から実務的な又は商業的見地から合理的な方法がないとき。このとき運送人は、どの情報を確認できなかったかを示すことができる。
 - (b) 運送人が荷送人から通告された情報が不正確であると信じる合理的な根拠を有するとき。このとき運送人は、自己が正確な情報と合理的に考える内容を規定する条項を含めることができる。
- 4 物品が閉扉されたコンテナ又は車輛に積み込まれて運送人又は履行者に対し運送のため引き渡された場合であって、以下に規定するときには、運送人は、以下に規定する情報について留保を付することができる。
 - (a) 第36条第1項(a)号、(b)号又は(c)号については、以下に規定するとき
 - (i) 運送人又は履行者がコンテナ又は車輛内の物品を実際に検査しておらず、且つ、
 - (ii) 運送人も履行者も、運送書類又は電子的運送記録が発行される前に、当該物品の内容について別途現実に知らないとき
 - (b) 第36条第1項(d)号については、以下の何れかに規定するとき
 - (i) 運送人も履行者もコンテナ又は車輛の重量を量っておらず、荷送人及び運送人がコンテナ又は車輛の重量を量ってその重量を契約明細に含ませることを発送前に合意していないとき
 - (ii) コンテナ又は車輛の重量を確認する物理的見地から実務的な又は商業的見地から合理的な方法がないとき

第41条 契約明細の証拠的効力

契約明細について、第40条に規定する場合には、同条に規定する方法により留保が付される場合を除き、

- (a) 運送書類又は電子的運送記録は、運送人が契約明細に記載された物品を受け取ったことの一応の証拠であり、且つ、
- (b) 以下の何れかに含まれる契約明細については、運送人は、契約明細と異なる事実を証明することができない。
 - (i) 善意で行動した第三者に譲渡された、譲渡可能運送書類又は譲渡可能電子的運送記録
 - (ii) 善意で行動した荷受人に譲渡された、物品の引渡を受けるにはその提出を要する旨が示された譲渡不能運送書類
- (c) 譲渡不能運送書類又は譲渡不能電子的運送記録に含まれる以下の何れかの契約明細を信頼して善意で行動した荷受人に対しては、運送人は、当該契約明細と異なる事実を証明することができない。
 - (i) 第36条第1項に規定する契約明細（ただし、当該契約明細が運送人により記載された場合に限る）

- (ii) コンテナの数、種類及び識別番号（ただし、コンテナシールの識別番号を含まない）
- (iii) 第36条第2項に規定する契約明細

第42条「運賃前払済」

契約明細が「運賃前払済」又はこれに類似する記載を含む場合には、運送人は、所持人又は荷受人に対して、運賃が支払われていない事実を主張することができない。本条は、所持人又は荷受人が荷送人でもある場合には、適用されない。

第9章 物品の引渡

第43条 引渡を受ける義務

物品が仕向地に到着したときは、運送契約に基づき引渡を請求した荷受人は、運送契約において合意された時又は期間内及び場所において、又は、当該合意がない場合は、契約条項、取引慣習、慣行及び実務、並びに運送に関する状況を考慮して引渡が合理的に期待される時及び場所において、物品の引渡を受けなければならない。

第44条 受領を確認する義務

物品を引き渡す運送人又は履行者の要請があるときは、荷受人は、引渡地における慣習的方法により、運送人又は履行者から物品を受領したことを確認しなければならない。荷受人が受領の確認を拒絶する場合には、運送人は引渡を拒絶することができる。

第45条 譲渡可能運送書類又は譲渡可能電子的運送記録が発行されていない場合の引渡

譲渡可能運送書類又は譲渡可能電子的運送記録が発行されていない場合には、引渡は以下の規定によるものとする。

- (a) 運送人は、第43条に規定する時及び場所において、荷受人に対し物品を引き渡さなければならない。荷受人と主張する者が運送人の要請に応じて自己が荷受人であることを適切に証明しないときは、運送人は引渡を拒絶することができる。
- (b) 契約明細に荷受人の名称及び住所が規定されていない場合には、運送品処分権者は、運送人に対し、物品が仕向地に到着する前又は到着時に、荷受人の名称及び住所を通知しなければならない。
- (c) (i) 荷受人が、到着通知を受け取ったにもかかわらず、物品の仕向地到着後も運送人に対し第43条に規定する時又は期間内にその引渡を請求しない、(ii) 運送人が、荷受人であると主張する者が自己が荷受人であることを適切に証明しないという理由で、引渡を拒絶する、又は (iii) 運送人が、合理的な努力にもかかわらず引渡の指示を受けるための荷受人の所在を突き止めることができないという理由で、物品の引渡ができない場合には、運送人は、運送品処分権者に対し、その旨を通知し、物品の引渡につき指示を求めることができる。ただし、第48条第1項の適用を妨げない。

運送人が、合理的な努力にもかかわらず運送品処分権者の所在を突き止めることができない場合には、運送人は、荷送人に対し、その旨を通知し、物品の引渡につき指示を求めることができる。

・運送人が、合理的な努力にもかかわらず荷送人の所在を突き止めることができない場合には、運送人は、書類上の荷送人に対し、その旨を通知し、物品の引渡につき指示を求めることができる。

- (d) 本条(c)号に基づいて、運送品処分権者、荷送人又は書類上の荷送人の指示に従って物品を引き渡した運送人は、運送契約に基づく物品の引渡義務を免れる。

第46条 提出を要する譲渡不能運送書類が発行された場合の引渡

物品の引渡を受けるにはその提出を要する旨が示された譲渡不能運送書類が発行されている場合には、引渡は以下の規定によるものとする。

- (a) 運送人は、荷受人が運送人の要請に対して適切に身分を証明し、且つ譲渡不能書類が提出されたときは、第43条に規定する時及び場所において、荷受人に対し物品を引渡さなければならない。運送人は、荷受人であると主張する者が運送人の要請に応じて自己が荷受人であることを適切に証明しないときは、引渡を拒絶することができ、譲渡不能書類が提出されないときは、引渡を拒絶しなければならない。複数の譲渡不能書類原本が発行されている場合には、1通の原本の提出で十分であり、その他の原本は無効となる。
- (b) (i) 荷受人が、到着通知を受け取ったにもかかわらず、物品の仕向地到着後も運送人に対し第43条に規定する時又は期間内にその引渡を請求しない、(ii) 運送人が、荷受人であると主張する者が自己が荷受人であることを適切に証明しない若しくは書類を提出しないという理由で、引渡を拒絶する、又は (iii) 運送人が、合理的な努力にもかかわらず引渡の指示を受けるための荷受人の所在を突き止めることができないという理由で、物品の引渡ができない場合には、運送人は、荷送人に対し、その旨を通知し、物品の引渡につき指示を求めることができる。ただし、第48条第1項の適用を妨げない。

運送人が、合理的な努力にもかかわらず荷送人の所在を突き止めることができない場合には、運送人は、書類上の荷送人に対し、その旨を通知し、物品の引渡につき指示を求めることができる。

- (c) 本条(b)号に基づいて、荷送人又は書類上の荷送人の指示に従って物品を引き渡した運送人は、譲渡不能運送書類が運送人に提出されたか否かにかかわらず、運送契約に基づく物品の引渡義務を免れる。

第47条 譲渡可能運送書類又は譲渡可能電子的運送記録が発行されている場合の引渡

1 譲渡可能運送書類又は譲渡可能電子的運送記録が発行されている場合には、引渡は以下の規定によるものとする。

- (a) 譲渡可能運送書類又は譲渡可能電子的運送記録の所持人は、物品の仕向地到着後運送人に対しその引渡を請求することができる。この場合、運送人は、以下の何れかの条件が満たされた場合に、第43条に規定する時及び場所において、当該所持人に対し物品を引き渡さなければならない。

- (i) 譲渡可能運送書類が提出され、且つ、所持人が第1条第10項(a)(i)号に規定する者の一である場合には、所持人が適切に自己の身分を証明したとき
 - (ii) 第9条第1項に規定する手続に従って、所持人が譲渡可能電子的運送記録の所持人であることを証明したとき
- (b) 運送人は、(a)(i)号又は(a)(ii)号の条件が満たされない場合には、引渡を拒絶しなければならない。
- (c) 複数の譲渡可能運送書類原本が発行されている場合であって、原本の数が当該書類に記載されているときは、1通の原本の提出で十分であり、その他の原本は無効となる。譲渡可能電子的運送記録が使用された場合には、第9条第1項で要求される手続に従って所持人に引き渡されることにより、当該電子的運送記録は無効となる。
- 2 譲渡可能運送書類又は譲渡可能電子的運送記録において、運送書類又は電子的運送記録の提出なく物品が引き渡され得る旨明記されている場合には、以下の規定が適用される。ただし、第48条第1項の適用を妨げない。

- (a) (i) 所持人が、到着通知を受け取ったにもかかわらず、物品の仕向地到着後も運送人に対し第43条に規定する時又は期間内にその引渡を請求しない、(ii) 運送人が、所持人であると主張する者が自己が第1条第10項(a)(i)号に規定する者の一であることを適切に証明しないという理由で、引渡を拒絶する、又は (iii) 運送人が、合理的な努力にもかかわらず引渡の指示を受けるための所持人の所在を突き止めることができないという理由で、物品の引渡ができない場合には、運送人は、荷送人に対し、その旨を通知し、物品の引渡につき指示を求めることができる。

運送人が、合理的な努力にもかかわらず荷送人の所在を突き止めることができない場合には、運送人は、書類上の荷送人に対し、その旨を通知し、物品の引渡につき指示を求めることができる。

- (b) 本条第2項(a)号に基づいて、荷送人又は書類上の荷送人の指図に従って物品を引き渡した運送人は、譲渡可能運送書類が運送人に提出されたか否かにかかわらず、また、譲渡可能電子的運送記録に基づいて引渡を請求する者が第9条第1項に規定する手続に従って自己が所持人であることを証明したか否かにかかわらず、運送契約に基づく所持人に対する物品の引渡義務を免れる。
- (c) 本条第2項(a)号に基づく指示を与える者は、運送人に対し、本条第2項(e)号により運送人が所持人に対して負う責任から生ずる損失につき補償しなければならない。その者が、運送人が合理的に要求する適切な担保を提供しない場合、運送人は、その指示に従うことを拒絶することができる。
- (d) 本条第2項(b)号に従い運送人が物品を引き渡した後、しかし、当該引渡の前になされた契約又はその他の取極に従って、譲渡可能運送書類又は譲渡可能電子的運送記録の所持人となった者は、物品の引渡を請求する権利以外の、運送契約に基づく運送人に対する権利を取得する。

- (e) 本条第2項(b)号及び(d)号にかかわらず、当該引渡の後に所持人となり、且つ、所持人となった時点で当該引渡がされていたことを知らずまた合理的に知り得なかった所持人は、譲渡可能運送書類又は譲渡可能電子的運送記録に表章された権利を取得する。契約明細に物品の予定到着時が記載されている場合、又は、契約明細に物品が引き渡されたかどうかの情報を得る方法が示されている場合には、所持人は、所持人となった時点において、物品の引渡を知り又は合理的に知り得たものと推定する。

第48条 引渡未了の物品

- 1 本条においては、物品は、仕向地到着後、以下の何れかの場合に限り引渡未了であるとみなされる。
- (a) 荷受人が、第43条に規定する時及び場所において、本章に従って物品の引渡を受けないとき
 - (b) 運送品処分権者、所持人、荷送人又は書類上の荷送人が発見できず、又はそれらの者が第45条ないし第47条に従った適切な指示を運送人に与えないとき
 - (c) 運送人が第44条ないし第47条に従って、引渡を拒絶できるとき、又は拒絶しなければならないとき
 - (d) 運送人が、引渡が要請されている地の法令により、物品を荷受人に対し引き渡すことが許されないとき
 - (e) その他運送人が物品を引き渡すことが不可能であるとき
- 2 物品が引渡未了の場合には、運送人は、物品に対する権利を有する者の危険及び費用により、当該物品につき、以下に規定する全ての措置を含め、関連状況から合理的に要求される措置をとることができる。ただし、それにより、運送人が荷送人、運送品処分権者又は荷受人に対して有するその他の権利は、害されない。
- (a) 適切な場所に物品を保管すること
 - (b) 物品がコンテナ若しくは車輛に積み込まれているときは、これを開扉すること、又はその他物品に関する措置（物品の移動を含む）をとること
 - (c) 物品が現に所在する場所の実務により又は法令に従って、物品を売却又は破壊すること
- 3 運送人は、仕向地への物品の到着通知を受けるべき者として契約明細に記載された者がいる場合にはその者に対して、更に、荷受人、運送品処分権者、又は荷送人を運送人が知っている場合にはここに示された優先順位によりこれらの者の一人に対して、本条第2項に基づきとらうとする措置につき合理的な通知を与えた後にのみ、本条第2項の権利を行使することができる。
- 4 本条第2項(c)号に従い物品を売却した場合は、運送人は、物品に対する権利を有する者のために売却代金を保管しなければならない。ただし、運送人に生じた一切の費用及び当該物品の運送に関連して運送人に支払われるべきその他一切の額を控除することを妨げない。
- 5 運送人は、本条により引渡未了である期間内に生じた物品の滅失又は損傷について責任を負わない。ただし、請求者が、関連状況に応じて物品を保存するための合理的な手段を運送人が怠ったことに起因して当該滅失又は損傷が生

じたこと、並びに、当該手段を怠ることに起因して物品の滅失又は損傷が生ずることを運送人が知り又は知りうべかりしことを証明した場合には、この限りでない。

第49条 物品の留置

本条約は、運送契約又は適用ある法に基づき存在しうる、運送人又は履行者が弁済期にある債務の支払を担保するため物品を留置する権利に対しては、何らの影響を及ぼさない。

第10章 運送品処分権者の権利

第50条 運送品処分権の行使及び範囲

- 1 運送品処分権は、運送品処分権者のみにより行使されるものとし、その内容は以下に規定する権利に限る。
 - (a) 運送契約の変更にあたらない範囲で、物品に関する指図を与え又は変更する権利
 - (b) 予定された寄港地において、又は陸上運送に関しては經由地において、物品の引渡を受ける権利
 - (c) 荷受人を、運送品処分権者を含む他の者に代替する権利
- 2 運送品処分権は、第12条に規定する運送人の全責任期間中に存在し、当該期間が終了した時に消滅する。

第51条 運送品処分権者の特定及び運送品処分権の譲渡

- 1 本条第2項ないし第4項に規定する場合を除き、以下の規定が適用される。
 - (a) 荷送人が、運送品処分権者である。ただし、荷送人が、運送契約を締結した時に、荷受人、書類上の荷送人又はその他の者を運送品処分権者として指定したときは、この限りでない。
 - (b) 運送品処分権者は、運送品処分権を他の者に譲渡することができる。譲渡は、譲渡人による譲渡通知により、運送人との関係で効力を生じ、譲受人が運送品処分権者となる。
 - (c) 運送品処分権者が権利を行使するときは、適切にその身分を証明しなければならない。
- 2 物品の引渡を受けるにはその提出を要する旨が示された譲渡不能運送書類が発行されている場合には、以下の規定が適用される。
 - (a) 荷送人が、運送品処分権者であり、裏書することなく書類を譲渡することにより、運送品処分権を運送書類に記名された荷受人に譲渡することができる。複数の書類原本が発行されている場合には、運送品処分権を有効に譲渡するには全ての原本を譲渡しなければならない。
 - (b) 運送品処分権を行使するためには、運送品処分権者は、書類を提示し、且つ、適切に身分を証明しなければならない。複数の書類原本が発行されている場合には、全ての原本が提示されなければならない。そうでない場合には、運送品処分権を行使することはできない。
- 3 譲渡可能運送書類が発行されている場合には、以下の規定が適用される。

- (a) 所持人が、又は複数の譲渡可能運送書類原本が発行されている場合には全ての原本の所持人が、運送品処分権者である。
 - (b) 所持人は、第57条に従って譲渡可能運送書類を譲渡することにより、運送品処分権を他の者に譲渡することができる。複数の当該書類原本が発行されている場合には、運送品処分権を有効に譲渡するには全ての原本を譲渡しなければならない。
 - (c) 運送品処分権を行使するためには、所持人は、運送人に対し譲渡可能運送書類を提示しなければならない。且つ、所持人が第1条第10号(a)(i)に規定する者の一である場合には、適切に身分を証明しなければならない。複数の書類原本が発行されている場合には、全ての原本が提示されなければならない。そうでない場合には、運送品処分権を行使することはできない。
- 4 譲渡可能電子的運送記録が発行されている場合には、以下の規定が適用される。
 - (a) 所持人が、運送品処分権者である。
 - (b) 所持人は、第9条第1項に規定する手続に従って譲渡可能電子的運送記録を譲渡することにより、運送品処分権を他の者に譲渡することができる。
 - (c) 運送品処分権を行使するためには、所持人は、第9条第1項に規定する手続に従って、自己が所持人であることを証明しなければならない。

第52条 指図の運送人による実行

- 1 運送人は、以下の何れにも該当する場合には、第2項及び第3項の規定に従うことを条件として、第50条に規定する指図を実行しなければならない。
 - (a) 当該指図をする者が、運送品処分権を行使できる者であること
 - (b) 指図が、運送人に到達した時点において、その内容に従い合理的に実行可能であること
 - (c) 指図が、引渡の実務を含む運送人の通常の業務執行を妨げないこと
- 2 いかなる場合においても、運送品処分権者は、運送人に対し、本条に従って指図を忠実に実行した結果として運送人に生じた合理的な追加的費用を補填し、その結果として運送人が蒙った損失又は損害（運送中の他の物品の滅失又は損傷について運送人が支払責任を負うことになった損害賠償を含む）を補償しなければならない。
- 3 運送人は、本条に従って指図を実行する関連で生じると運送人が合理的に予測する追加的な費用、損失又は損害に相当する額について、運送品処分権者から担保の提供を受けることができる。担保が提供されない場合には、運送人は、指図の実行を拒絶することができる。
- 4 本条第1項に規定する義務に違反して運送品処分権者の指図に従わなかったことに起因する、物品の滅失、損傷又は延着についての運送人の責任は、第17条ないし第23条の規定に従い、運送人により支払われるべき損害賠償額は、第59条ないし第61条の規定に従う。

第53条 みなし引渡

第52条第1項に基づく指図に従って引き渡された物品は、仕向地において引き渡されたとみなされ、当該引渡に関しては、第9章の各規定が、当該物品に適用される。

第54条 運送契約の変更

- 1 運送品処分権者は、第50条第1項(b)号及び(c)号に規定する以外の運送契約の変更について、運送人と同意することができる唯一の者である。
- 2 運送契約の変更（第50条第1項(b)号及び(c)号に規定する変更を含む）は、譲渡可能運送書類若しくは提出を要する譲渡不能運送書類に記載されるか、若しくは譲渡可能電子的運送記録に記録されなければならない。又は、運送品処分権者が要請した場合には、譲渡不能運送書類に記載されるか、若しくは譲渡不能電子的運送記録に記録されなければならない。変更が記載又は記録された場合には、その変更には第38条に従い署名がされなければならない。

第55条 運送人に対する追加的な情報、指示又は書類の提供

- 1 運送品処分権者は、運送人又は履行者の要請がある場合には、運送人が運送契約上の義務を履行するために合理的に必要である、物品に関する情報、指示又は書類であって、荷送人から提供を受けておらず、その他の方法で運送人が合理的に入手できないものを、適時に提供しなければならない。
- 2 運送人が合理的な努力をしたにもかかわらず運送品処分権者の所在を突き止めることができない場合、又は、運送品処分権者が運送人に対し適切な情報、指示又は書類を提供できない場合には、荷送人が、それらを提供する義務を負う。運送人が合理的な努力をしたにもかかわらず荷送人の所在を突き止めることができない場合には、書類上の荷送人が、当該情報、指示又は書類を提供する義務を負う。

第56条 合意による変更

運送契約の当事者は、第50条第1項(b)号及び(c)号、第50条第2項並びに第52条の規定の効果を変更することができる。当事者は、第51条第1項(b)号に規定する運送品処分権の譲渡性を制限し又は排除することもできる。

第11章 権利の譲渡

第57条 譲渡可能運送書類又は譲渡可能電子的運送記録が発行されている場合

- 1 譲渡可能運送書類が発行されている場合には、所持人は、以下の方法で当該書類を他の者に譲渡することにより、当該書類に表章されている権利を譲渡することができる。
 - (a) 指図式書類の場合には、当該他の者宛の又は白地式の適式な裏書
 - (b) (i)持参人式書類若しくは白地式裏書がなされている書類、又は(ii)記者による指図式書類であって最初の所持人と当該記者との間の譲渡の場合には、裏書不要
- 2 譲渡可能電子的運送記録が発行されている場合には、その所持人は、それが指図式であるか記者による指図式であ

るかにかかわらず、第9条第1項に規定する手続に従って当該電子的運送記録を譲渡することにより、当該電子的運送記録に表章されている権利を譲渡することができる。

第58条 所持人の責任

- 1 荷送人ではなく、且つ、運送契約上のいかなる権利も行使していない所持人は、所持人であることのみを理由としては、運送契約に基づくいかなる責任も引き受けない。ただし、第55条の規定の適用を妨げない。
- 2 荷送人ではなく、且つ、運送契約上の何らかの権利を行使した所持人は、譲渡可能運送書類又は譲渡可能電子的運送記録に表章され又はそれらから確認し得る限度において、運送契約に基づき荷送人に課せられる責任を負う。
- 3 本条第1項及び第2項の適用上、荷送人でない所持人は、以下の何れかのみを理由として運送契約上の権利を行使したとされることはない。
 - (a) 第10条の規定に基づいて、運送人との間で、譲渡可能運送書類を譲渡可能電子的運送記録に代替する旨又は譲渡可能電子的運送記録を譲渡可能運送書類に代替する旨合意したこと
 - (b) 第57条の規定に基づいてその権利を譲渡したこと

第12章 責任制限

第59条 責任制限

- 1 第60条及び第61条第1項に従うことを条件として、本条約に基づく義務の違反に対する運送人の責任は、1包若しくは1船積単位につき875計算単位又は請求若しくは紛争の対象となっている物品の総重量1キログラムにつき3計算単位のいずれか高い方の額を限度とする。ただし、物品の価額が荷送人によって通告され契約明細に含められた場合、又は運送人と荷送人によって本条に規定する額よりも高額な責任限度額が合意された場合には、この限りではない。
- 2 物品が、物品をまとめるために使用されるコンテナ、パレット若しくはこれらに類似の輸送用器具、又は車輛の内部又は上部に積み込まれて運送される場合、当該輸送用器具又は車輛の内部又は上部に積み込まれたものとして契約明細に記載された包又は船積単位が、包又は船積単位とみなされる。そのような記載がない場合、当該輸送用器具又は車輛の内部又は上部に積み込まれた物品が、1船積単位とみなされる。
- 3 本条に規定する計算単位は、国際通貨基金により定められる特別引出権とする。本条に規定する額は、判決若しくは仲裁判断の日又は当事者が合意した日における国内通貨の価値によって当該通貨に換算される。国際通貨基金の加盟国である締約国の通貨の特別引出権表示による価値は、国際通貨基金の操作及び取引のために国際通貨基金の適用する評価方法であって換算の日において効力を有しているものにより計算する。国際通貨基金の加盟国でない締約国の通貨の特別引出権表示による価値は、当該国の定める方法により計算する。

第60条 延着を原因として生じた損害についての責任制限

第61条第2項に従うことを条件として、延着により生じた物品の滅失又は損傷についての損害賠償は第22条の規定に従って計算されるものとし、延着により生じた経済的損失についての責任は、延着した物品につき支払われるべき運賃額の2.5倍相当額に制限されるものとする。本条及び第59条第1項の規定に基づき賠償すべき総額は、当該物品の全部滅失に関して第59条第1項に従って定められる制限額を超えてはならない。

第61条 責任制限の利益の喪失

- 1 本条約上の運送人の義務の違反に起因する損失が、責任制限の権利を主張する者自身の、当該損失を生じさせる意図をもって、又は無謀に且つ当該損失が生じる蓋然性のあることを認識して行った作為若しくは不作為に帰すべきものであることを、請求者が証明したときは、運送人及び第18条に規定する全ての者は、第59条又は運送契約に規定された責任制限の利益を受けることができない。
- 2 延着が、責任制限の権利を主張する者自身の、延着による損失を生じさせる意図をもって、又は無謀に且つ当該損失が生じる蓋然性のあることを認識して行った作為若しくは不作為に起因したものであることを、請求者が証明したときは、運送人及び第18条に規定する全ての者は、第60条に規定された責任制限の利益を受けることができない。

第13章 出訴期間

第62条 出訴期間

- 1 本条約上の義務違反から生じる請求又は紛争に関する訴訟手続又は仲裁手続は、2年の期間満了後には開始することができない。
- 2 本条第1項に規定する期間は、運送人が物品を引き渡した日から起算し、物品が全部引き渡されなかった場合又は一部のみ引き渡された場合には、物品が引き渡されるべきであった最後の日から起算する。期間の起算の初日は、算入しない。
- 3 本条第1項に規定する期間の満了後であっても、当事者は、自己の請求を、他方当事者が主張する請求に対する抗弁として又は当該請求と相殺する目的で主張することができる。

第63条 出訴期間の延長

第62条に規定する期間は、停止又は中断されない。ただし、請求の相手方は、期間進行中いつでも、請求者に対する宣言により当該期間を延長することができる。この期間は、別の宣言によりさらに延長することもできる。

第64条 求償の訴え

責任を負うとされた者による求償の訴えは、以下に規定するうちより遅い期間の満了以前に提起される場合には、第62条に規定する期間の満了後であっても提起することができる。

- (a) 手続が開始される管轄地の適用法により許容される期間

- (b) 求償の訴えを提起する者が損害賠償の支払を行った日又はその者が自己に対する訴えにおいて訴状の送達を受けた日の何れか早い日から起算して90日間

第65条 運送人と特定された者に対する訴え

裸備船者又は第37条第2項により運送人と特定された者に対する訴えは、以下に規定するうちより遅い期間の満了以前に提起される場合には、第62条に規定する期間の満了後であっても提起することができる。

- (a) 手続が開始される管轄地の適用法により許容される期間
- (b) 第37条第2項に従い、運送人が特定された日、又は登録船主若しくは裸備船者が自己が運送人である旨の推定を覆した日から起算して90日間

第14章 裁判管轄

第66条 運送人に対する訴え

運送契約が第67条又は第72条に適合する専属的管轄合意を含む場合を除き、原告は、運送人に対し、以下の何れかの裁判所において、本条約に基づく訴訟手続を開始する権利を有する。

- (a) 以下の何れかの場所の一を管轄地域とする権限ある裁判所
 - (i) 運送人のドミサイル
 - (ii) 運送契約で合意された受取地
 - (iii) 運送契約で合意された引渡地
 - (iv) 物品が最初に船舶に船積された港若しくは物品が最後に船舶から荷揚げされた港
- (b) 本条約の下で生じうる運送人に対する請求につき決定するため荷送人及び運送人の合意により指定された権限ある裁判所

第67条 管轄合意

- 1 第66条(b)号に従って選択された裁判所の管轄権は、当事者がそれを専属的とする合意をし、且つ当該合意が以下に規定する双方の要件を満たす場合のみ、合意した契約当事者間の紛争につき専属的管轄を有する。
 - (a) 当事者の名称及び住所が明記されていて、(i) 個別に交渉がされたか、又は(ii) 専属的管轄合意がある旨の顕著な記載があり、専属管轄合意を含む当該数量契約の条項が特定された、数量契約の中に含まれているものであること
 - (b) 一締約国の裁判所又は一締約国の一若しくは複数の特定の裁判所を明確に指定していること
- 2 数量契約の当事者ではない者は、以下の全ての要件を満たす場合にのみ、本条第1項に従って締結された専属的管轄合意に拘束される。
 - (a) 当該裁判所が、第66条(a)号により指定される場所の一つに所在すること

- (b) 当該合意が、運送書類又は電子的運送記録に含まれていること
- (c) その者が、訴えが提起されるべき裁判所及びその裁判所の管轄権は専属的であることについて適時に適切な通知を受けたこと
- (d) 受訴裁判所の法が、その者が専属的管轄合意に拘束されることを認めていること

第68条 海事履行者に対する訴え

原告は、海事履行者に対し、以下の何れかの場所を管轄地域とする権限ある裁判所において、本条約に基づく訴訟手続を開始する権利を有する。

- (a) 海事履行者のドミサイル
- (b) 海事履行者が物品を受け取った港、海事履行者が物品を引き渡した港、又は、海事履行者が物品に関する行為をした港

第69条 他の裁判管轄原因の不存在

第71条及び第72条に従うことを条件として、本条約に基づく運送人又は海事履行者に対する訴訟手続は、第66条又は第68条により指定されていない裁判所では開始することができない。

第70条 アレスト及び暫定又は保全的措置

本条約は、暫定的又は保全的措置（アレストを含む）に関する管轄には影響を及ぼさない。暫定的又は保全的措置がとられた国の裁判所は、以下に規定する何れかの場合を除き、当該事件の本案についての管轄権を有しない。

- (a) 本章の要件を満たす場合
- (b) 当該国に適用される国際条約が管轄権を認める場合

第71条 訴えの併合及び却下

- 1 第67条又は第72条により拘束力ある専属的管轄合意がある場合を除き、単一の事象から運送人及び海事履行者双方に対し単一の訴えが提起される場合、当該訴えは、第66条及び第68条の両方により指定される裁判所においてのみ提起することができる。そのような裁判所がない場合、当該訴えは、第68条(b)号により指定される裁判所があるときは、当該裁判所において提起することができる。
- 2 第67条又は第72条により拘束力ある専属的管轄合意がある場合を除き、債務不存在確認の訴えその他第66条又は第68条に従って法廷地を選択する権利を奪うこととなる訴えを提起した運送人又は海事履行者は、被告が、第66条又は第68条の適用ある規定により指定される裁判所を、当該訴えが再度提起される裁判所として選択したときは、被告の要請により、訴えを取り下げなければならない。

第72条 紛争発生後の合意及び被告が出頭した場合の管轄

- 1 紛争当事者は、紛争発生後は、当該紛争を解決する権限ある裁判所について自由に合意することができる。
- 2 被告が管轄につき当該裁判所の規則に従って異議を述べずに出頭した権限ある裁判所は、管轄権を有する。

第73条 承認及び執行

- 1 本条約により管轄権を有する締約国の裁判所によってされた決定は、他の締約国において、両締約国が第74条の宣言を行っている場合には、当該他の締約国の法律に従って、承認及び執行がされなければならない。
- 2 裁判所は、当該裁判所の法による承認及び執行拒絶事由に基づく場合には、承認及び執行を拒絶することができる。
- 3 本条約との採択の先後を問わず、本章は、本条約の当事者である地域的経済統合組織の加盟国間の判決の承認又は執行に関する、当該地域的経済統合組織の規則の適用には、影響を及ぼさない。

第74条 第14章の適用

本章の規定は、第91条に従いこれに拘束される旨を宣言した締約国に対してのみ、拘束力を有する。

第15章 仲裁

第75条 仲裁合意

- 1 本章の規定に従うことを条件として、当事者は、本条約に基づく物品運送に関連して生じうる一切の紛争を仲裁に付託する旨合意することができる。
- 2 仲裁手続は、運送人に対し請求する者の選択により、以下の何れかの場所において開始されなければならない。
 - (a) 仲裁合意で指定された場所
 - (b) 以下の何れかの場所の所在国内のその他一切の場所
 - (i) 運送人のドミサイル
 - (ii) 運送契約で合意された受取地
 - (iii) 運送契約で合意された引渡地
 - (iv) 物品が最初に船舶に船積された港若しくは物品が最後に船舶から荷揚げされた港
- 3 合意による仲裁地の指定は、それが当事者の名称及び住所を明記した数量契約の中に含まれている場合で、以下の何れかの要件を満たすときに、合意した当事者間の紛争につき拘束力がある。
 - (a) 個別に交渉がされたこと
 - (b) 仲裁合意がある旨の顕著な記載があり、仲裁合意を含む当該数量契約の条項が特定されていること
- 4 本条第3項に従った仲裁合意が締結された場合、数量契約の当事者ではない者は、以下の全ての要件を満たす場合にのみ、当該合意の仲裁地の指定に拘束される。
 - (a) 当該合意で指定された仲裁の場所が、本条第2項(b)号に規定される場所の一つに所在すること
 - (b) 当該合意が、運送書類又は電子的運送記録に記載されていること
 - (c) その者が、仲裁地について適時に適切な通知を受けたこと

(d) 適用ある法が、その者が仲裁合意に拘束されることを認めていること

5 本条第1項ないし第4項の規定は、全ての仲裁条項又は仲裁合意の一部とみなされ、これと矛盾する仲裁条項又は仲裁合意の一切の規定は、無効とする。

第76条 不定期船輸送における仲裁合意

1 本条約は、以下の何れかの理由により本条約又は本条約の規定が適用される不定期船輸送における運送契約中の仲裁合意の効力には、影響を及ぼさない。

- (a) 第7条の適用による場合
- (b) 当事者が、本来は本条約の適用の対象でない運送契約に、任意に本条約を合体した場合

2 本条約第1項にかかわらず、第7条の適用により本条約が適用される運送書類又は電子的運送記録中の仲裁合意は、本章の規定に従う。ただし、当該運送書類又は電子的運送記録が以下の双方の条件を満たす場合には、その限りでない。

- (a) 第6条の適用により本条約の適用除外である備船契約又はその他の契約の当事者及び日付を特定していること
- (b) 備船契約又はその他の契約における仲裁合意を含む条項を特定して参照して合体していること

第77条 紛争発生後の仲裁合意

本章及び第14章の規定にかかわらず、紛争当事者は、紛争発生後は、当該紛争を解決する仲裁の場所について自由に合意することができる。

第78条 第15章の適用

本章の規定は、第91条に従いこれに拘束される旨を宣言した締約国に対してのみ、拘束力を有する。

第16章 契約条項の有効性

第79条 総則

1 本条約で別に規定する場合を除き、以下の何れかに該当する運送契約の条項は無効とする。

- (a) 直接又は間接に、運送人又は海事履行者の本条約上の義務を排除又は制限する場合
- (b) 直接又は間接に、運送人又は海事履行者の本条約上の義務違反に対する責任を排除又は制限する場合
- (c) 運送人又は第18条で規定する者のために物品の保険の利益を譲渡する場合

2 本条約で別に規定する場合を除き、以下の何れかに該当する運送契約の条項は無効とする。

- (a) 直接又は間接に、荷送人、荷受人、運送品処分権者、所持人又は書類上の荷送人の本条約上の義務を排除、制限、又は加重する場合
- (b) 直接又は間接に、荷送人、荷受人、運送品処分権者、所持人又は書類上の荷送人の本条約上の義務違反に対する責任を排除、制限、又は加重する場合

第80条 数量契約に関する特則

1 第79条にかかわらず、運送人及び荷送人の間では、本条約が適用される数量契約において、本条約で課されるより加重又は軽減された権利、義務及び責任を規定することができる。

2 本条約第1項に規定する本条約からの逸脱は、以下に規定する要件を全て満たす場合にのみ拘束力を有する。

- (a) 当該数量契約が、本条約からの逸脱がある旨の顕著な記載を含むこと
- (b) 当該数量契約が、(i) 個別に交渉がされたか、又は(ii) 本条約からの逸脱を含む当該数量契約の条項を顕著に特定していること
- (c) 荷送人が、本条に基づく本条約からの逸脱がなく本条約に依拠した条件での運送契約を締結する機会を与えられ、且つ、その機会がある旨の通知を受けていること
- (d) 本条約からの逸脱が、(i) 他の書類を参照する方式で合体されものではなく、且つ、(ii) 交渉の対象でない附合契約に含まれるものではないこと

3 運送人が公表する価格及びサービスの明細書、運送書類、電子的運送記録、又は類似の書類は、本条第1項に規定する数量契約ではない。ただし、数量契約は、契約条項としてそれら書類を参照して合体することができる。

4 本条約第1項は、第14条(a)号及び(b)号、第29条並びに第32条に規定する権利及び義務、又はそれらの義務の違反から生じる責任には適用されず、第61条に規定する作為又は不作為から生じる責任にも適用されない。

5 本条約を逸脱する数量契約の条項は、それが本条約第2項の要件を満たしている場合であって、以下の全ての要件を満たすときは、運送人と荷送人以外の者との間で適用される。

- (a) その者が、数量契約に本条約からの逸脱がある旨が顕著に記載された情報を受領し、且つ、当該逸脱に拘束されることに明示的に同意を与えたこと
- (b) 当該同意が、運送人が公表する価格及びサービスの明細書、運送書類又は電子的運送記録のみに記載されているものでないこと

6 逸脱による利益を主張する者は、当該逸脱に関する要件を満たしていることの証明責任を負う。

第81条 生動物及びその他特定の物品に関する特則

第79条の規定にかかわらず、以下の場合には、運送契約は、運送人及び海事履行者双方の義務又は責任を排除又は制限することができる。ただし、第80条の適用を妨げない。

- (a) 物品が生動物である場合。ただし、当該排除又は制限は、物品の滅失、損傷又は延着が、運送人又は第18条に規定する者の、当該滅失若しくは損傷又は当該延着による損失を生じさせる意図をもって、又は無謀に且つ当該滅失若しくは損傷又は当該延着による損失が生じる蓋然性があることを認識して行った作為又は不作為に起因することを、請求者が立証した場合には、効力を有しない。

- (b) 物品の性状若しくは状態又は運送が履行される状況及び条件が、特別な合意を合理的に正当化するものである場合。ただし、当該運送契約が通常の取引過程における通常の商業輸送に関係しておらず、且つ、譲渡可能運送書類又は譲渡可能電子的運送記録が物品の運送のために発行されない場合に限る。

第17章 本条約で規律しない事項

第82条 他の運送手段による物品運送を規律する国際条約

本条約は、物品の滅失又は損傷に対する運送人の責任を規律する、本条約の発効時に既に発効している以下の何れかの国際条約（当該条約の将来の改正を含む）の適用には、一切影響を及ぼさない。

- (a) 航空物品運送を規律する条約。ただし、当該条約が、その規定により、運送契約の何れかの部分に適用される場合に限る。
- (b) 道路物品運送を規律する条約。ただし、当該条約が、その規定により、貨物自動車に積み込まれたまま船舶上で運送される物品の運送に適用される場合に限る。
- (c) 鉄道物品運送を規律する条約。ただし、当該条約が、その規定により、鉄道運送の補完としての海上物品運送に適用される場合に限る。
- (d) 内水物品運送を規律する条約。ただし、当該条約が、その規定により、内水及び海上の両方で積替なしで運送される物品の運送に適用される場合に限る。

第83条 国際的責任制限

本条約は、船舶所有者の国際的な責任制限を規律する国際条約又は国内法の適用には、一切影響を及ぼさない。

第84条 共同海損に関する規定

本条約は、共同海損の精算に関する運送契約条項又は国内法規定の適用には、一切影響を及ぼさない。

第85条 乗客及び手荷物

本条約は、乗客及びその手荷物の運送契約には適用しない。

第86条 原子力事故を原因とする損害

原子力施設の運営者が、以下の条約又は国内法に基づいて、原子力事故を原因とする損害について責任を負う場合には、本条約は、当該損害についてのいかなる責任も生じさせない。

- (a) 1964年1月28日の追加議定書並びに1982年11月16日及び2004年2月12日の各議定書によって改正された、1960年7月29日の原子力の分野における第三者に対する責任に関するパリ条約、
- 1988年9月21日のウィーン条約及びパリ条約の適用に関する合同議定書によって改正され、1997年9月12日の原子力損害に対する民事責任に関する1963年ウィーン条約を改正する議定書によって改正された、1963年5月21日の原子力損害に対する民事責任に関するウィーン条約、又は、

1997年9月12日の原子力損害に関する補完的補償に関する条約

（これらの条約の全ての修正及び原子力事故を原因とする損害に対する原子力施設の運営者の責任に関する将来の全ての条約を含む）

- (b) 当該損害に対する責任に適用ある国内法。ただし、当該国内法が、全ての点において、パリ条約、ウィーン条約、又は原子力損害に関する補完的補償に関する条約と同等以上に被害者に有利である場合に限る。

第18章 最終規定

第87条 寄託者

国際連合事務総長は、ここに、本条約の寄託者として指名される。

第88条 署名、批准、受諾、承認又は加入

- 1 本条約は、2009年9月23日オランダのロッテルダムにおいて、その後はニューヨークの国際連合本部において、全ての国による署名のために開放する。
- 2 本条約は、署名国によって、批准され、受諾され、又は承認されなければならない。
- 3 本条約は、署名のために開放された日から、署名国でない全ての国による加入のために開放しておく。
- 4 批准書、受諾書、承認書及び加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

第89条 他の条約の廃棄

- 1 本条約を批准、受諾、承認又は本条約に加入する国であつて、

千九百二十四年八月二十五日にブラッセルで署名された船荷証券に関するある規則の統一のための国際条約、

1968年2月23日に署名された千九百二十四年八月二十五日にブラッセルで署名された船荷証券に関するある規則の統一のための国際条約を改正する議定書、又は

1979年12月21日にブラッセルで署名された千九百六十八年二月二十三日の議定書によって改正された千九百二十四年八月二十五日の船荷証券に関するある規則の統一のための国際条約を改正する議定書

の当事国となっている国は、ベルギー政府に通報することにより、自己が当事国となっている同条約及びその議定書を同時に廃棄しなければならない、その際、廃棄は当該国につき本条約が効力を生ずる日から効力を生ずるとの宣言をしなければならない。

- 2 本条約を批准、受諾、承認又は本条約に加入する国であつて

1978年3月31日ハンブルグで作成された海上物品運送に関する国際連合条約

の当事国となっている国は、国際連合事務総長に通報することにより、同条約を同時に廃棄しなければならない、その際、廃棄は当該国につき本条約が効力を生ずる日から効力を生ずるとの宣言をしなければならない。

- 3 本条の適用上、本条第1項及び第2項に掲げる条約の当事国による、本条約が発効した後に寄託者に通報された本条約の批准、受諾、承認及び本条約への加入は、それらの条約について当該国側に求められる廃棄が効力を生ずる時まで、その効力を生じない。本条約の寄託者は、この点に関して必要な調整を確保するため、本条第1項に規定する条約の寄託者であるベルギー政府と協議する。

第90条 留保

本条約においては、留保は認められない。

第91条 宣言の方法及び効果

- 1 第74条及び第78条で認められる宣言は、いつでもこれを行うことができる。第92条第1項及び第93条第2項で認められる最初の宣言は、署名、批准、受諾、承認又は加入の際に、これを行わなければならない。その他の宣言は、本条約においては、認められない。
- 2 署名の時に行われた宣言は、批准、受諾又は承認の時に確認されなければならない。
- 3 宣言及びその確認は、書面によるものとし、正式に寄託者に通報する。
- 4 宣言は、それを行った国についての本条約の効力発生と同時にその効力を生ずる。ただし、寄託者が当該国についての本条約の発効後に正式の通報を受領した宣言は、寄託者がそれを受領した日の後6か月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。
- 5 本条約の下での宣言を行った国は、寄託者に宛てた書面による正式の通報により、いつでも当該宣言を撤回することができる。宣言の撤回、又は本条約によりそれが認められる場合にはその変更は、寄託者が通報を受領した日の後6か月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

第92条 不統一法国における効力

- 1 締約国は、本条約が対象とする事項に関してそれぞれ異なる法制が適用される二以上の地域を領域内に有する場合には、署名、批准、受諾、承認又は加入の時に、本条約を自国の領域内の全ての地域について適用するか又は一若しくは二以上の地域についてのみ適用するかを宣言することができるものとし、いつでも別の宣言を行うことにより、その宣言を修正することができる。
- 2 前項に規定する宣言は、寄託者に通報するものとし、本条約が適用される地域を明示する。
- 3 本条約が本条に基づく宣言により締約国の一又は二以上の地域に適用されるが、その全ての地域には及んでいない場合には、本条約が適用されない地域に所在する場所は、本条約の適用上、締約国には所在しないものとみなす。
- 4 締約国が本条第1項に規定する宣言を行わない場合には、本条約は、当該締約国の全ての地域について適用する。

第93条 地域的経済統合組織による参加

- 1 主権国家により構成され、本条約により規律されるある事項について権限を有する地域的経済統合組織は、同様に、本条約を署名、批准、受諾、承認又は本条約に加入することができる。その場合、地域的経済統合組織は、本条約に

より規律される事項について権限を有する範囲で、締約国としての権利を有し義務を負う。本条約で締約国の数が関係する場合は、地域的経済統合組織は、本条約の締約国である加盟国の数に加えて締約国の数に参入しない。

- 2 地域的経済統合組織は、署名、批准、受諾、承認又は加入の時に、寄託者に対し、本条約により規律される事項であって加盟国から当該組織に権限が委譲された事項を特定する宣言を行うものとする。地域的経済統合組織は、本項による宣言で特定された権限配分の変更(新たな権限の委譲を含む)について、速やかに寄託者に通報しなければならない。
- 3 本条約における「締約国」の語は、文脈上要求される限り、地域的経済統合組織にも同様に適用される。

第94条 発効

- 1 本条約は、第20番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後1年の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。
- 2 本条約の第20番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日より後に、本条約の締約国になる国については、本条約は、当該国のための適切な文書が寄託された後1年の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。
- 3 各締約国は、当該国について本条約が効力を生じた日以後に締結された運送契約に本条約を適用しなければならない。

第95条 修正及び改正

- 1 本条約の締約国の3分の1以上の要請により、寄託者は、本条約の修正又は改正のための締約国会議を招集しなければならない。
- 2 本条約の改正が効力を生じた後に寄託された批准書、受諾書、承認書又は加入書は、改正後の条約を適用するものとみなす。

第96条 本条約の廃棄

- 1 締約国は、寄託者に宛てた書面による通報により、いつでも本条約を廃棄することができる。
- 2 廃棄は、寄託者が通報を受領した後1年の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。通報において一層長い期間が指定されている場合には、廃棄は、寄託者が当該通報を受領した後その一層長い期間が満了した時に効力を生ずる。

2008年12月11日にニューヨークで、ひとしく正文であるアラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により原本一通を作成した。

以上の証拠として、下名の全権委員は、各自の政府から正当に委任を受けて本条約に署名した。